

営農型太陽光発電

農政課

環境政策課

事業者計画実施相談

事業者：事前協議書等提出

担当課事前協議書意見記載  
※地域計画に係る協議の場において、  
実施について「合意」を得ることを記載。

事前協議書返却

各課意見回答確認後  
環境政策課最終提出

地域計画に係る協議の場において、  
実施について「合意」を得ること。  
※営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い  
に関するガイドライン

地元説明会

届出提出（着手 60 日前まで）

再生可能エネルギー発電事業対策委員会 開催  
※50kw 以上のみ  
※土地利用事業の場合は、委員会は開催せず書面決議

市長同意の交付（50kw 以上のみ）

市長同意後の  
申請

農地法第3条 申請  
・権利移動  
・区分地上権設定  
※設置者と営農者  
が異なる場合

農地法第5条 申請  
(柱一時転用)

現地確認

農地法第3条 許可

農地法第5条 許可

県農業委員会ネットワークへ  
意見聴取  
※3,000 m<sup>2</sup>以上の案件

農地法第5条 許可

事業者事業着工【相談から約6月間】